○外務省告示第九十三号

平成二十六年三月十一日にポルトープランスで、ハイチ共和国における中央県におけるコレラ対策強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中央県におけるコレラ対策強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千七百万円

3　署名者

日　本　側　田村勝義在ハイチ大使館大使

国際連合児童基金側　エドワー・ベグベデ在ハイチ事務所代表

平成二十六年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十四号

平成二十六年三月十一日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　B・M・S・バタゴダ財務・計画省副次官

平成二十六年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十五号

平成二十六年三月十一日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国における「北部州及び東部州における地域社会インフラ施設再建、生計向上及び女性の能力強化支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　北部州及び東部州における地域社会インフラ施設再建、生計向上及び女性の能力強化支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億七千七百万円

3　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

国際連合側　ティム・マクネア国際連合人間居住計画チーフ・テクニカルアドバイザー

平成二十六年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第五十五号

独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第三条第一項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示（平成二十年文部科学省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

表平成十九事業年度以前の項中「二十二年」を「二十三年」に改める。

附則中「及び平成二十五事業年度」を「、平成二十五事業年度及び平成二十六事業年度」に改める。

○農林水産省告示第四百六十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項及び第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成二十五砂糖年度に係る同法第十一条第一項の異性化糖調整基準価格及び同法第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額を次のように改定し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　異性化糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七六、五九一円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、〇八一円）

二　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額

一、〇〇〇キログラムにつき一、五九一円（うち消費税額及び地方消費税額分　一一八円）

○農林水産省告示第四百六十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十六年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格

にっき四七、九四〇円　一、〇〇〇キログラム

適用期間　平成二十六年四月一日から六月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十六年四月一日から六月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一四、七九三円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、五〇三円）

適用期間　平成二十六年四月一日から六月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三六、七五〇円（うち消費税額及び地方消費税額分　一〇、一三〇円）

適用期間　平成二十六年四月一日から六月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六六、六〇〇円

適用期間　平成二十六年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第四百七十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月十日　第三十号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会

熊本県熊本市東区新南部二丁目五番十三号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

(2)　認定を行う事業所の所在地

熊本県熊本市東区新南部二丁目五番十三号

○農林水産省告示第四百七十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月十日　第三十七号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人有機農業認証協会　大阪府吹田市江坂町一丁目二十三番十九号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

大阪府吹田市江坂町一丁目二十三番十九号